

**「第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表
(事業実施予定表)**

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	R7計画	担当課
(1) 子どもの安全確保	ア 子どもみまもり活動の拡充	子ども・女性みまもり運動参加者の拡大、みまもり体制の向上	●各事業者や団体への働きかけやホームページに掲載するなど、「子ども・女性見守り運動」への参加事業者の拡充、見守り体制の向上を図る。(担当2課)	環境生活総務課 生活安全企画課
		道路や公園等への街頭防犯カメラの普及促進	●みまもり事業者等に対し事業所や施設等への防犯カメラ設置を促す。(環境生活総務課) ●自治体、自治会、事業者等に対する設置の働きかけを促進する。(生活安全企画課)	環境生活総務課 生活安全企画課
		防犯ボランティア団体と連携した通学路の安全対策の推進	●子ども・女性みまもり事業者等に、活動に役立つ情報を提供する。(環境生活総務課) ●防犯ボランティア団体との連携による通学路の安全点検や地域安全マップの作成、登下校時の見守り活動等を実施し、通学路の安全対策を推進する。(生活安全企画課) ●みごーび 安全メール、島根県警察安全安心情報等Xにより、不審者情報をタイムリーに発信し、平素の情報共有を図るとともに関係機関や防犯ボランティア等との連携を強化する。(人身安全少年課)	環境生活総務課 学校教育課 生活安全企画課 人身安全少年課
		老人クラブによるみまもり活動の支援	●地域の防犯力を高めるものや犯罪の予防を呼びかけるものをテーマとしたまちづくり啓発ポスター募集を行うとともに、学校等に対して募集の周知を図る。	高齢者福祉課
		「子ども110番の家」との連携	●犯罪被害防止教室等を通じて、児童、生徒に対して「子ども110番の家」の周知を図る。(担当2課) ●「子ども110番の家」に対して、幟旗、マニュアル等を配布し、活動を支援する。(生活安全企画課)	学校教育課 生活安全企画課
		日常生活にあわせたながら見守りの促進	●防犯ボランティア団体等に対し、日常生活に合わせた「ながら見守り」による防犯活動を推奨する。(生活安全企画課) ●旬間中の街頭啓発キャンペーン等へ参加するとともに、学校への周知を図る。(担当2課)	学校教育課 生活安全企画課
		自治体や居住者等に対する街路灯や門灯の点灯促進	●各自治会において街路灯の設置や門灯の点灯等による地域住民の安心感を醸成する活動を推奨する。	生活安全企画課
イ 学校等における子どもの安全確保	イ 学校等における子どもの安全確保	学校に対する子どもの安全対策の要請	・私立学校における訪問調査時に危機管理体制を確認する。(総務課) ・災害情報や不審人物等の情報提供を実施する。(総務課) ・各種安全確保にかかる通知(熱中症対策、修学旅行、部活動、登下校、インターネット利用等)を実施する。(総務課) ●学校安全に関する各種通知等の発出を行う。(学校教育課) ●災害情報や不審物情報等の情報提供を行う。(学校教育課) ●管理職対象の会議(校長会、教頭会等)、県立学校訪問、生徒指導主事研修等の中で、危機管理マニュアルの見直しなど学校安全面での対策を要請する。(学校教育課)	総務課 学校教育課
		児童福祉施設に対する児童の安全確保・安全管理対策の推進	●指導監査、各種会議、研修等を活用し、児童の安全確保、安全管理の指導を行う。(青少年家庭課) ●保育所等における子どもの安全確保に関して、通知による注意喚起及び指導監査の実施。(子ども・子育て支援課)	青少年家庭課 子ども・子育て支援課
		市町村と連携した安全対策の推進	●情報提供・研修等を通じて、安全確保対策の推進及び安全管理の徹底を要請する。(青少年家庭課) ●保育所等における子どもの安全確保に関する通知の共有及び指導監査の連携実施。(子ども・子育て支援課)	青少年家庭課 子ども・子育て支援課
		教職員等を対象にした子どもの安全確保の指導の徹底	●教職員対象の学校安全研修を実施する。	学校教育課
ウ 防犯に関する指針の普及	「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」の周知・普及	「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」の周知・普及	●学校警察連絡協議会において、教育委員会、学校、警察が情報交換するなど連携を強化する。(担当2課)	学校教育課 人身安全少年課
			●防犯指針を県ホームページ等で周知を図る。(環境生活総務課) ●児童虐待における対策の取組を学校に依頼する。また、相談等があった学校等に対して、警察や児童相談所等との連絡体制の強化を要請する。(学校教育課) ●関係機関・団体に対する周知・普及の促進を図る。(生活安全企画課)	環境生活総務課 学校教育課 生活安全企画課

**「第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表
(事業実施予定表)**

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	R7計画	担当課
(1) 子どもの安全確保	エ 子どもを健やかに育てる取組の推進	社会全体で子どもを健やかに育てる気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●各種青少年健全育成強調月間における、積極的な広報啓発活動を展開する。(青少年家庭課) ●青少年育成島根県民会議と連携した施策を積極的に推進する。(青少年家庭課) ●児童虐待における対策の取組を学校に依頼する。また、相談等があった学校等に対して、警察や児童相談所等との連絡体制の強化を要請する。(学校教育課) ●少年警察ボランティア等と協働し、少年の非行防止、児童虐待、児童の性被害防止等、子供を取り巻く諸問題への県民の関心を高めるための啓発活動を推進する。(人身安全少年課) 	青少年家庭課 学校教育課 人身安全少年課
		安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校安全研修を実施する。(学校教育課) ●インターネットやSNSに潜む危険や、子どもが犯罪被害に遭っている現状について、子どもや保護者だけではなく、県民に対して広報啓発を実施し、地域全体において意識向上に繋げる。(人身安全少年課) ●サイバーパトロールにより、SNS上における有害情報に対する注意喚起、警告を実施する。(人身安全少年課) 	学校教育課 人身安全少年課
		保護者や地域住民に対する研修等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●新入学期における保護者説明会や、各種会議、地域会合等の機会を通じて教室や研修会等を開催する。(担当2課) 	学校教育課 人身安全少年課
		インターネットや携帯電話の利用によるトラブルや犯罪から子どもを守るための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●フィルタリングやペアレンタルコントロールの必要性についての理解を促進する啓発活動を行う。(青少年家庭課) ●青少年健全育成条例に基づくインターネットカフェや携帯電話販売事業者等への立入調査を行い、フィルタリングやペアレンタルコントロールの推進を図る。(青少年家庭課) ●ネットトラブルや犯罪から児童生徒を守り、情報モラルを向上させるために、通知、啓発資料等を公立学校へ周知する。(学校教育課) ●インターネット関連事業者等との連携による安全なインターネット利用の促進に向けた取組を推進する。(人身安全少年課) ●携帯電話事業者との連携によるフィルタリングの設置促進を図る。(人身安全少年課) ●保護者に対し、ペアレンタルコントロールの必要性について理解を促進し、フィルタリング等の推進を図る。(人身安全少年課) ●サイバーセキュリティアドバイザー等との連携による情報モラル教育を推進する。(人身安全少年課) 	青少年家庭課 学校教育課 人身安全少年課
		青少年にとって好ましくない環境の浄化	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年健全育成条例に基づき有害図書類・玩具類指定の審査を実施するとともに、関係事業者への立入調査を行う。(青少年家庭課) ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、島根県青少年健全育成条例に基づき、風俗営業店、図書類販売店等への立入調査を継続的に行う。(人身安全少年課) 	青少年家庭課 人身安全少年課
		万引き等の非行防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●少年警察ボランティア等と連携し、非行防止活動を推進する。 	人身安全少年課
		児童生徒の規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●薬物乱用の危険性について理解を深めるため、学校において開催される薬物乱用防止教室へ講師を派遣する。(薬事衛生課) ●中学生・高校生を中心とした若年層に向けて効果的に薬物乱用防止啓発を行うため、SNSを活用して薬物乱用防止に関する情報を発信する。(薬事衛生課) ●生徒指導に関する研修の中で児童生徒の規範意識の醸成に関する取組を要請する。(学校教育課) ●県内の小・中・高校等において非行・被害防止教室、薬物乱用防止教室を開催する。(人身安全少年課) 	薬事衛生課 学校教育課 人身安全少年課
	ア 女性みまもり活動の拡充	子ども・女性みまもり運動実施事業所、参加者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業所や団体に働きかけを行い、子ども・女性みまもり運動参加事業者数を増加させ、参加者の拡充、みまもり体制の向上を図る。(担当2課) 	環境生活総務課 生活安全企画課
		女性が被害に遭いやすい場所におけるパトロールの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯ボランティア団体等と連携し、声かけ、つきまとい発生場所等におけるパトロールの促進を図る。 	生活安全企画課
		女性が安心して暮らせる居住空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●女性を対象とした各種犯罪の被害防止対策について注意喚起を実施する。 	生活安全企画課
(2) 女性の安全確保	イ 住環境整備の推進	業界主導による防犯に配慮したアパートの普及	<ul style="list-style-type: none"> ●宅建業協会や不動産協会と連携し、犯罪情報の提供を実施し、協力依頼を行う。 	生活安全企画課

**「第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表
(事業実施予定表)**

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	R7計画	担当課
(2) 女性の安全確保	イ 住環境整備の推進	つきまといや性犯罪等の相談に対する適切な対応	●相談担当職員等への研修や関係機関との連絡会の開催などにより、適切な相談対応、関係機関との連携強化を推進する。 (青少年家庭課) ●被害者保護を最優先とし、被害の未然防止や行為者の検挙・指導警告等、先制・予防的な活動を組織的に実施し、適切な対応を図る。(人身安全少年課)	青少年家庭課 人身安全少年課
	ウ 防犯情報の提供	女性の安全確保のための情報提供	●「みこびー安全メール」、「島根県警察安全安心情報等X(旧ツイッター)」により、随時不審者情報を発信する。 ●地域住民に対し、少年が取り組む社会奉仕活動やスポーツ活動への参加を呼び掛け、交流活動を促進する。	人身安全少年課
	エ 防犯教室・講習会等の開催	女性の自主防犯技能の習得	●女性を主体とした生活上における防犯対策、護身術教室を実施する。	生活安全企画課
(3) 高齢者、障がい者等の安全確保	ア 高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり	特殊詐欺、悪質商法等の被害を防止するため、県民の連携を強化するネットワークの構築	●行政機関、福祉団体、消費者団体等と連携した地域見守りネットワークの構築・推進を図る。	環境生活総務課
	イ 高齢者、障がい者に対する権利擁護の推進・講習会の開催	老人クラブや老人クラブ連合会等各地域単位での講習会等の開催	●県内各地域における悪質商法や特殊詐欺被害防止等の出前講座を開催する。(環境生活総務課) ●老人クラブや市町村老人クラブ連合会等で、犯罪被害防止のための見守り活動、声かけ、訪問等を実施する。(高齢者福祉課) ●老人クラブや市町村老人クラブ連合会等で犯罪被害防止のための講習会を開催する。(生活安全企画課)	環境生活総務課 高齢者福祉課 生活安全企画課
		高齢者の被害防止活動の強化	●関係機関・団体との協働による個別訪問指導を推進する。	生活安全企画課
	ウ 障がい者に対する相談支援活動の推進	各団体とネットワークを構築した権利擁護事業等の支援	●島根県社会福祉協議会を中心に、認知症高齢者や知的及び精神障がい者等を対象とした日常生活自立支援事業及び関係者に向けた研修会等を実施する。(地域福祉課) ●高齢者に関する行政機関、相談機関(地域包括支援センター等)、医療機関等とのネットワークを構築し、権利擁護事業など、高齢者に対する支援を行う。(高齢者福祉課)	地域福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課
		地域生活における相談支援、情報提供	●市町村、指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者など、関係機関による連携した取組を実施する。	障がい福祉課
	エ 観光旅行者等に対する安全情報の提供	訪問活動による防犯指導や情報提供	●各種媒体を活用し、犯罪被害防止に関する情報を提供する。 ●障がい者施設における防犯教室、不審者侵入訓練を開催する。	生活安全企画課
		観光地や観光施設等での犯罪発生状況等の情報提供	●情報共有が必要な犯罪が発生した場合、関係施設等へ隨時情報提供を行う。(観光振興課)	観光振興課 生活安全企画課
		宿泊施設における安全確保	●宿泊施設における安全確保のための通報体制等の整備状況についての点検を必要に応じて隨時実施する。	観光振興課
	犯罪の発生状況やシーズンに応じた安全対策の推進	●大型連休や行楽シーズンに応じた観光旅行者等に対する防犯情報等の情報発信を推進する。		生活安全企画課